

くすのき在宅クリニックにおける適切な意思決定支援の指針

1. 基本方針

当施設では人生の最終段階における医療に関して、多職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームが、患者本人および家族に対して適切な説明と対話を行うことに努め、本人の意思決定を最大限尊重した医療・ケアを提供します。

2. 人生の最終段階の定義

- (1) がんの末期のように予後が数日から長くとも2～3ヶ月と予測が出来る場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者の状態を踏まえて、多職種により構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 多職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームから適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者本人が医療・ケアチームと十分な対話を行い、本人の意思決定を基本とした上で、人生の最終段階における医療・ケアを提供する。
- (2) 医療・ケアチームは患者本人の意思が変化しうるものであることを踏まえて、本人との対話を繰り返し行いながら、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援に努める。
- (3) 患者本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性を考慮し、家族等の信頼できる方を含めて、本人との対話を繰り返し行う。また、この対話に先立ち、本人により特定の家族等を自らの意思を推定する者として定めてもらうようにする。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアに関して、医療・ケア行為の開始・不開始や、その内容の変更、中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- (5) 医療・ケアチームにより、可能な限り、疼痛やその他の諸症状を十分に緩和し、患者本人や家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを提供する。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死については、本指針では対象とはしない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 患者本人の意思の確認ができる場合

- ・ 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、多職種の医療・介護従事者か

ら構成される医療・ケアチームから、適切な説明と情報の提供を行う。本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な対話を踏まえたうえで、本人による意思決定を基本とし、医療・ケアの方針決定を行う。

- 本人の意思は、時間の経過や心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより適切な説明と情報の提供を行い、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援に努める。また、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性を考慮し、家族等の信頼できる方を含めて、本人との対話を繰り返し行う。
- このプロセスにおける対話の内容は、その都度、診療録に記載する。

(2) 患者本人の意思の確認ができない場合

- 家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針を決定する。
- 家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人にとって何が最善であるかについて家族等と十分に対話し、本人にとっての最善の方針を決定する。
- 家族等がいない場合や家族等が医療・ケアチームに判断を委ねる場合は、本人にとっての最善の方針を決定する。
- このプロセスにおける対話の内容は、その都度、診療録に記載する。

(3) 複数の専門家からなる対話の場の設置

- 患者本人や家族等と医療・ケアチームとの対話の中で医療・ケアの内容について合意が得られない場合や、医療・ケアチームの中で医療・ケアの内容の決定が困難な場合、家族等の中で意見がまとまらない場合などについては、医療・ケアチーム以外の複数の専門家を交えた対話の場を設置し、最善の方針について検討する。

2023年11月策定
くすのき在宅クリニック